

平成24年度山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日 時

平成24年7月17日（火）14時～16時

2 場 所

恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村委員 島袋委員 深澤委員 渡辺委員 藤田委員
保坂委員 田草川委員 仲澤委員

（事務局等）農政部輿石次長 小幡農村振興課長

農村振興課：古屋課長補佐 雨宮副主幹 森嶋主事

山梨農地・水・環境保全協議会：降旗副主査

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ（農政部 輿石次長）
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

- (1) 中山間地域等直接支払いの取り組みについて
- (2) 農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて

7 議事の概要

（座長）

それでは、お手元の資料は整っているということですので、議題に入りたいと思います。本日の会議は4時までには終えたいと思いますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

まず、本日の議事案件について事務局より説明をお願いします。

(本日の議事案件について事務局より説明)

本県農地の約6割を占める中山間地域は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、県民にとっても重要な役割を果たしています。

また、農村における過疎化、高齢化、混住化等の振興に伴う農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られることから、食料の安定供給はもとより、農村景観の保全に不可欠な農地や農業用水路等の農村資源の適切な管理が必要となっています。

従来、農地や農業用水路等の保全というのは、国のほうで補助金を用意しまして、地方自治体が整備をしているところがございますが、最近では考え方が住民主体の活動のほうにシフトしております。

本日御説明し御意見をうかがう二つの事業、中山間地域等直接支払事業と農地・水保全管理支払交付金につきましては、代表的な取り組みの一つでございます。

まず、中山間地域等直接支払事業については、本委員会設置要領4の(1)のA「交付金の交付状況の点検」について、平成23年度実施状況を御報告させていただきます。

本対策につきましては、第3期対策として平成22年度からスタートした取り組みでございます。

次に、農地・水保全管理支払交付金については、同設置要領4の(2)のイ「交付金の交付状況の点検」について、平成23年度実施状況を報告させていただきます。

本対策につきましては、平成23年度に制度の一部変更があり、従来の共同活動支援に加え、水路・農道等の施設の長寿命化対策への支援である向上活動が、別途、新たに加わりました。これから、担当者が具体的な実施状況を説明いたします。

なお、本年度は、中山間地域等直接支払事業については3年目にあたるため、中間年評価を、農地・水対策関係につきましては、平成19年から平成23年度まで実施してきました最終年評価を行いたいと考えております。

以上、本日の議案につきましては、委員の皆様方から忌憚のない御意見をうかがえればと思いますので、よろしくお願い致します。

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。まず事務局から説明いただき、その後、委員皆様方の御意見を賜りたいと思います。

それでは、(1)の「中山間地域等直接支払いの取り組みについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局から資料「平成23年度中山間地域等直接支払地域等直接支払制度の実施状況」に基づき説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して、御質問・御意見がありましたらお願いします。

(委員)

(中山間地域等直接支払交付金について)

平成22年に比べ、協定数、参加者数、協定面積、交付金額ともに増加していますが、増加した要因は何かあるのでしょうか。

(事務局)

平成22年度は新対策の初年度ということから、前対策から全ての集落または農業者が継続してはいなかったため、一時的に減少してしまいましたが、本対策から始まったより取り組みやすい内容であるC要件の周知などが市町村担当者からされ、農業者にも理解されたことなどから増加したものと思われまます。

(委員)

早川町などは高齢化を理由に取り組みが出来なくなったと、説明されましたが、これに対し何か働きかけはしているのですか。

(事務局)

昨年度のこの会議で、NPO法人の参加により取り組みを行ったらどうかといった、委員からのアドバイスがありましたので、昨年度早川町に対しては、地元の農務事務所と一緒に、早川町内で鳥獣害対策や、地域興しを行っているNPO法人日本上流文化圏研究所の参加を求めるように町の担当者に対し働きかけはしていますが、現時点ではまだ調整がつかず取り組みを行う状態に至ってはいませんが、本年度も継続して働きかけを行っております。

(委員)

このような直接払いの事業は持続可能性、効果測定、広報の三つが原点になると思うのですが特に持続可能性について気にかかるところです。直接この制度とは関連が無いのですが現在、人・農地プランというものが動き出しています。人・農地プランは、特に中山間地域に限らずに大きな範囲で作成も可能ですが、人・農地プランで農地集積の議論をする時に、このような中山間地域の人たちが吸収されていくという可能性があるのか教えて頂きたいと思ひます。

(事務局)

人・農地プランは、まず中核となる農業者の位置づけと農地を農地として利用することが重要となってきます。片や中山間直払いは、集落ぐるみで何とか農地の多面的な機能を保全していくことを目的とする制度で、農業経営が成り立たない場所でもこの制度の活用により農地を保全していくことができます。ふさわしい担い手がいれば人・農地プランを活用することができるのですが、中山間地域ではなかなか中核となる担い手が見つかりにくいいため、人・農地プランの作成が難しいのが現状です。

平地の水田地帯等の地域では人・農地プランの策定が進んでおり、プランとのタイアップが可能ですが、山際に入りますと人・農地プランの中核になる担い手が見つからないだけでなく、集落そのものの継続が困難な地域もあります。このような地域では、耕作放棄地の増加を防ぎ、集落の機能そのものを維持することが精一杯の現状です。

また、中山間直払い制度の中にも農業の継続が困難となる農地を誰が管理するのかを明確化することにより交付金の満額交付を受けられるという制度もあります。その中で中核となる担い手が管理をするという選択も可能であり、人・農地プランとの関連性もあるのですが、すべての協定集落で担い手ではなく、集落ぐるみで管理を行うことを選択しています。

(座長)

他に質問がなければ次の議事に入りたいと思います。

それでは、(2)の「農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局から資料「農地・水保全管理支払交付金について」に基づき説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して、御質問・御意見がありましたらお願いします。

(委員)

実際に活動されるのは農業者の方や地域住民の皆様だということですが、活動の中には道路や水路の補修といった技術的な面も含まれてくることになると思います。このような場合には、市町村や農業団体が技術的な指導を行うというようなことはあるのでしょうか。

(事務局)

構成員の中に土建業を営んでいる方がいらっしゃる場合はその方から指導を受ける活動組織、市町村から指導を受ける活動組織、土地改良連合会や協議会から指導を受ける活動組織など、活動組織の実情に応じて様々なケースがあります。また、活動組織が技術的な研修などを行いたい場合は共同活動の対象活動として実施することも可能です。

(委員)

共同活動の取組み状況・面積について市町村によってばらつきがあるのですが、これは予算上の問題などの地域の実情などによるかと思いますが、もし理由がわかりましたら教えてください。

(事務局)

予算上の都合もありますが、中山間直払い制度の対象になる地域と対象にならない地域の棲み分けを行っており、中山間の対象にならない地域が多く、平地の農地が多い市町村は、農地・水の取組みが多くなります。基本的には傾斜があるところが中山間直払い制度、平地が農地水の制度を利用し、地域の状況に応じた棲み分けが行われています。

中山間直払い制度の対象とならない地域においても、従来より農道や水路の管理という中山間直払い制度の対象になる地域と同様の活動を行っています。そのような地域を助成するために農地・水保の制度が創設されたと考えています。

(委員)

資料の中に、18年度は実験的に全国600地区、本県は8地区において活動を行ったとあるが、それが23年度の実績の128団体に広がったということでしょうか。

(事務局)

そうです。事業を行うにあたり国でモデル地区を選定し実験的に事業を行いました。それが現在の取組みへと続いています。

(委員)

最大面積の地区はどのような地区ですか。

(事務局)

南アルプスの活動組織で、対象農用地面積のうち、水田が135ha、畑が87haの活動組織です。

(委員)

この事業はどのような人が中心になり、それに市町村がどのように関わり、どのような形態で事業をすすめて行くのですか。

(事務局)

基本的には農業の方が活動の中心になるのですが、それに、自治会、PTA、消防団、NPO、都市に近づけば都市の住民など様々な人や団体が活動に関わっていくことが可能です。どの団体が母体になるという定めはありませんので自発的に活動を行っていただけたところが中心となります。

市町村と活動組織との関わりについては、市町村が県の協議会の構成員となっているため、所管の活動組織が計画や申請書を県の協議会に提出する際に市町村がチェック等を行います。また、活動組織は活動計画に基づいた協定を市町村と結ぶこととなります。これらにより、事業を行っていく上での技術的、事務的な支援を行うという形で市町村が関わることとなります。

(委員)

県と市町村のが25パーセントずつ負担することになっているのですが、別途交付金などが交付されることとなるのですか。

(事務局)

県と市町村からの交付金は協議会を経由して活動組織に交付されます。

(委員)

河川や道路などの管理については国や地方自治体が行うというのは感覚的にわかるのですが、農業用水路の補修というのは規模にもよるかと思いますが、この制度を活用していない場合は自己負担で行わなければならないのでしょうか。

またこの制度を活用して、その補修を行うには、どの程度の範囲で活動組織を作って取り組めばよいのでしょうか。

(事務局)

農業用水路については、管理者が様々であり、対応も異なるため、その補修についてはまず市町村に相談されるのがよいかと思います。

活動組織を作る場合は市町村に相談して頂いて、地域分け等を行い、どのような形で活動組織を立ち上げればよいか検討をして頂くこととなります。また活動組織を立ち上げることになれば、単発的な水路の補修だけではなく、今まで説明させて頂いた様々な活動を取組む必要もあります。

(委員)

以前は水利組合というものがいましたが、現在も水利組合というものは機能しているのでしょうか。

(事務局)

以前は田が多かったため水利組合というものは機能していましたが、都市化や、田の樹園地化や畑地化がすすみ、水路も農業用水路から排水路へとその目的が変化してきています。そのため機能している水利組合もありますが有形無実化してきているところがあるのも事実です。

(委員)

向上活動で水路や道路の補修を行う場合については、活動組織が自ら行うだけでなく外部への発注が可能ですか。また金額的にはどのくらいのものがあるのでしょうか。

(事務局)

向上活動については活動組織が材料などを調達して直営で行うことも可能ですし、業者に発注することも可能です。事業費は面積に応じて変わってきますが、大きなところでは市町村が発注する小規模な工事と同等の金額になる場合もあります。

(委員)

私は報道機関係者です。農地・水保全管理支払交付金制度の共同活動や向上活動では様々な取組みが行われているのですが、一般の方たちでこの活動をご存じで無い方も多くいらっしゃると思います。何らかの形で取り上げ、多くの皆様にその活動をお伝えすることも可能かと思しますので、優良事例等がありましたら、情報提供をして頂きたいと思えます。

(事務局)

そのような機会がありましたらよろしく申し上げます。こちらもより積極的に情報発信を行って行きたいと考えています。

(座長)

続きまして、次の議題（3）「その他」ですが事務局から何かございますか。

(事務局)

ございません。

(座長)

委員の皆様からは何かございますか。

(座長)

私の方から、新規就農者の経過や現状がわかりましたら教えてください。

(事務局)

一般的な話になってしまうのですが、県は200人の新規就農者を目標としていますが、平成23年度の新規就農者は142名となっています。

景気など社会的な事情はあるかと思いますが、ここへ来て農業に対する機運が高まってきています。これに併せて特に、担い手対策には県をあげて取り組んでいます。

たとえばアグリマスターの研修等による技術的な指導、独立する担い手への農地の斡旋等に取り組んでいます。また、農業生産法人の設立も多くなってきており、平成23年度では122で、10ha以上を超える企業の農業への大規模参入もここへ来ていくつか見受けられます。

これらにより山梨県では、農業に対して非常に明るい展望を持っています。

(座長)

ありがとうございます。他には無いようですので本日の議事を閉じさせていただきます。議事の進行にご協力ありがとうございました。